

東近江市市民協働推進委員会要綱

平成24年5月21日
東近江市告示第297号

(目的)

第1条 東近江市協働のまちづくり推進要綱(平成19年東近江市告示第203号、以下「推進要綱」という。)第25条に定める東近江市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、公募による市民及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 前2項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、委員会に顧問を置くことができる。

(任期)

第3条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、推進要綱第24条に定める市民協働推進連絡会議及びその他委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年5月21日から施行する。

(任期)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後初めて委嘱された委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(会議の招集)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後初めて開かれる会議は、市長が招集する。